
高麗書林（朴光洙・朴龍勲・朴炳憲）の海賊版

ぼくめつニュース No.9

（撲滅）

2013.10.5

萩原遼 編集・発行

〒581-0868 大阪府八尾市西山本町7-6-5 3F

TEL 0729-90-2887

海賊版常習の高麗書林（朴光洙被告）に鉄槌

最高裁で全面勝訴

（2013年9月5日最高裁決定）

高麗書林の最高裁上告を全裁判官（5人）が一致して棄却

これにより東京高裁判決（2012年9月10日）が確定

<東京高裁の判決要旨>

- 1 高麗書林の『北韓解放直後極秘資料』は萩原遼『北朝鮮の極秘文書』の海賊版と認定
- 2 原著の長文の解説も盗用しており、原告の翻案権の侵害
- 3 高麗書林は「情を知って」輸入・販売したと認定
- 4 高麗書林の恫喝裁判を厳しく退けた
- 5 高麗書林は萩原に360万円の損害賠償支払いを命じた

2012年9月10日、東京高裁は萩原遼（原告）の提訴した高麗書林の海賊版問題に判決を下し、以上のように明確に判示しました。

これを不服として高麗書林の朴光洙は2012年9月25日までに最高裁に上告しました。朴光洙の上告理由書はA4版の用紙10枚、おなじく上告受理申立書は11枚。膨大なものですが、最高裁は横田尤孝裁判長以下5人の最高裁判事が全員一致で被告朴光洙の二つの理由書を棄却し、受理しないことを決定しまし

た。以下は判決全文です。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

<原告・萩原遼の意見>

胸のすくような最高裁の上告棄却の理由です。

これによって 2008 年 7 月 23 日の提訴から 5 年 2 ヶ月ぶりに晴れて全面勝訴となりました。弁論に当たっていただいた小口恭道弁護士と、献身的に協力していただいた宮川淳氏（本件原本の販売代理店レインボー通商）のお力のたまものです。厚く御礼申し上げます。ご支援くださった多数のかたがたにも心からの感謝を申し上げます。

この裁判の意義は、高麗書林のように、原告が長年汗水たらして集め分析した資料を、コピーし印刷して、ぼろもうけをする行為にたいしきびしい断を下したことです。あわせて、自分たちが米国公文書館で集めたと真っ赤な嘘を言いつのり、提訴した原告を逆に名誉毀損と称して何千万円もの金を損害賠償金としてかすめとろうとした悪質極まりない所業にたいし鉄槌を加えたことです。

高麗書林のこれら悪質な所業にたいし、長い裁判と莫大な損害賠償金の請求を恐れて黙認せざるを得なかった多くの海賊版被害者にも朗報となるでしょう。

この勝訴によって、今後は高麗書林のような海賊版出版をこととする悪質業者がのさばるこの業界の土壌を浄化する動きに発展してゆくならば幸いです。

さらに言えば、高麗書林の朴光洙が、韓国高麗書林の名前をはじめ高麗図書貿易、韓国図書センターなどの名義で多数の海賊版図書を日韓の大学や研究所、などに販売している事実を精査して、違法図書を高麗書林に送り返し、詐取された代金を取り返すなどの措置が必要です。